

# 平成 28 年度第 1 回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 平成 28 年 11 月 17 日 (木) 午後 2 時～午後 2 時 45 分

開催場所 善通寺市役所 3 階 大会議室

出席委員 松前美津枝 山下 光子 藤田 諭史  
藤澤 孝男 杉本多加誌  
高畑 光宏 鈴木 豊子

欠席委員 香川 宗寛 大鹿 勝義

事務局 副市長 杉峯 文昭  
保健福祉部長 岸上 博  
市民生活部長 近藤 浩行  
保健課長 坂本 修治  
税務課長 光家 利春  
保健課係長 内田 貴史  
税務課係長 渡辺 報美  
保健課主事 前田 浩昌  
保健課保健師 松本 昌子

## 議事 (1) 諮問事項

善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正(案)について

## (2) 報告事項

平成 27 年度特別会計国民健康保険決算について

平成 27 年度特定健診の実績について

## 議事録

### (事務局)

ただ今から平成 28 年度第 1 回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

日ごろは、本市の国保事業に、御理解と御協力をいただきありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきありがとうございます。私は、保健課長の坂本です。よろしくお願いたします。

本日の議題は諮問事項の「善通寺市国民健康保険税の課税限度額改正(案)」について、報告事項の「平成 27 年度特別会計国民健康保険の決算報告」と「平成 27 年度特定健診

の実績報告」となっております。以上3件の議題について御審議いただきたく存じますのでよろしくお願いいたします。

まず、はじめに、本協議会開催に当たり、高畑会長から御挨拶をお願いします。

(会長)

皆様こんにちは。本日は、平成28年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様にはお忙しい中、御出席くださいましてありがとうございます。

香川県は糖尿病が多いということは、新聞等により皆様御存知かと思いますが、前回の運営協議会の議題にありましたように、事務局においてもデータヘルス計画を策定するなどし、糖尿病予防をはじめとした健康づくりに取り組まれています。しかしながら、本市の国保財政は厳しい状況が続いております。

本日は、国民健康保険税の賦課限度額改正についての諮問があるほか、平成27年度の国保会計の決算報告等があるようです。皆様には忌憚のない御発言をお願いし、協議会としての意見を取りまとめたいと思いますので、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に、杉峯副市長から御挨拶申し上げます。

(副市長)

皆様こんにちは。本日は大変御多忙の中、本年度第1回目の国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろは本市の国民健康保険事業に対し、格別の御支援、御理解をいただいていることに対し厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年4月から県が財政運営の事業主体となる広域化に向け、制度等の整備が進められており、国民健康保険事業は大きな転換期を迎えております。

現在、広域化に向けまして、県と各市町で構成する「香川県市町国保広域化等連携会議」を設置し、市町ごとの標準保険料率等の設定を始めとして、広域化に向けた準備作業が本格化しております。

本日の協議会では、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正について御審議いただくほか、平成27年度特別会計国民健康保険決算及び平成27年度特定健康診査の実績について御報告させていただくこといたしております。

委員の皆様におかれましては、国保の広域化に関しましてもさらに御審議賜りますようお願いいたします。今年の冬は例年より寒くなるようです。委員の皆様におかれましては御自愛いただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

(事務局)

本日の会議につきましては、運営協議会委員 9 名のうち、保険医又は保険薬剤師を代表する委員の香川委員と、公益を代表する委員の大鹿委員の 2 名が都合により欠席ですが、出席者が委員の区分ごとにそれぞれ過半数を超えておりますので、善通寺市国民健康保険運営協議会規則第 7 条により有効に成立していることを御報告いたします。これ以降の会議の進行につきましては、規則第 8 条第 1 項の規定により会長にお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、これより会議を始めます。

まず、本日の会議録の署名委員を指名させていただきます。本日の会議の署名委員につきましては、松前委員と藤澤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、諮問事項の善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正(案)について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

1 ページをご覧ください。平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定されました平成 28 年度税制改正における国民健康保険税の改正内容でございます。平成 28 年 3 月 31 日に地方税法施行令が公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されたものです。

「賦課限度額の引上げ」は限度額を引上げるにより今後の税制改正の際に、中間所得層の被保険者に配慮した見直しが可能になること、また全国レベルで基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額超過世帯割合の均衡をはかるため、実施されるものであります。内容としては、基礎課税分限度額は、52 万円から 54 万円、後期高齢者支援金等分限度額は、17 万円から 19 万円に上げられました。

4 ページをご覧ください。県内の各市町の税率や賦課限度額が分かる表となっております。本市を除く 7 市 9 町においては、すでに平成 28 年度から改正を実施しています。本市の国保会計は赤字状態となっておりますので、国保税確保のために限度額引上げの条例改正を行いたいと考えます。本協議会の御意見をお伺いしたうえで、議会へ善通寺市国民健康保険税条例の一部改正条例の議案を上程することとしております。

5 ページをご覧ください。条例の新旧対照表です。

6 ページは賦課限度額を引上げるにより影響する世帯数及び金額についてです。表 1 の基礎課税分については、平成 28 年度で試算すると 60 世帯、後期高齢者支援金等分は 36 世帯が該当いたします。表 3 では賦課限度額を引き上げることによる収入増の見込みであり、基礎課税分と後期高齢者支援金等分あわせまして約 170 万円の収入増の見込みとなります。なお、影響する世帯数や金額については平成 28 年 8 月 31 日現在における加入世帯で試算を行っています。

4 ページからも分かりますように本市は他市町と比べ 1 年遅れで引上げを実施しております。平成 30 年度からは県全体による保険体制となることから他市町と足並みを揃える必要があると考えます。

また、「低所得者にかかる保険税の軽減対象の拡大」について御説明申し上げます。3 ページをご覧ください。地方税法施行令の改正により、5 割軽減の算定において国保被

保険者数に乘じる金額が 26 万円から 26 万 5 千円、2 割軽減の算定において国保被保険者数に乘じる金額が 47 万円から 48 万円に上げられました。これにより、それぞれ対象が拡大しています。なお、この改正につきましては、専決処分で条例改正を行っており、平成 28 年度から実施しております。

以上で終わります。御審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

私は被保険者の代表ということなので、保険税の引上げには反対した方がいいと思うのですが、国保財政の状況を考えますと、賦課限度額を引上げることはやむを得ないと思います。それと今、説明がありましたが、本市は県内の他市町と比べ、賦課限度額の引上げの時期が 1 年ずれているので、平成 30 年度に広域化される場合、本市の賦課限度額はその時点で一度に上がる見込みでしょうか。

(事務局)

国保が広域化になれば、県が各市町の標準税率を計算し、それに基づいて各市町が税率を決定し、国保税を徴収して県に納めることとなります。その標準税率の計算にあたり、各市町の被保険者の年齢、所得、医療水準、収納率などを考慮しますので、他市町と足並みを揃える必要があると思われま。

(委員)

国保税が大きく減額する場合は被保険者にとってはありがたいのですが、大きく増額するとなれば、支障をきたすと思いますがそのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

いきなり大きな増額となる税率を設定し、施行することはないと思います。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

(意見なし)

運営協議会としては、今回の諮問事項に対し、答申を行うわけですが、この改正については特段異議や反対意見はないようですので、改正については「適正」でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは答申書の内容は「適正」の内容で作成したいと思います。この作成に関しては会長の私に一任していただけますか。

(異議なし)

答申書が作成できましたら皆様に郵送しますので御確認ください。次に報告事項の平成 27 年度特別会計国民健康保険決算について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、まず、平成 27 年度国民健康保険決算の歳入について御説明いたします。7 ページをご覧ください。

1 国民健康保険税 6 億 8,919 万 4,142 円であり、前年度と比べ約 3,700 万円の減となっています。これは、世帯数と被保険者数の減少によるものかと思われます。参考として、世帯数平均は、平成 26 年度が 4,732 世帯で平成 27 年度は 4,641 世帯です。また、被保険者数平均は平成 26 年度が 7,706 人で平成 27 年度は 7,502 人となっています。

2 使用料及び手数料 40 万 8,900 円であり、これは国保税の督促手数料です。

3 国庫支出金 8 億 5,644 万 5,272 円であり、主なものは一般被保険者の医療費の支給に対する国が定率で負担する療養給付費等負担金があり、前年度と比べ約 4,400 万円の減となっています。これは、12 前期高齢者交付金の増加に伴う国の負担金の減少によるものです。

4 療養給付費等交付金 8,161 万 1,704 円であり、療養給付費等交付金とは退職被保険者の医療給付に要する費用の交付金のことであり、前年度と比べ約 5,800 万円の減となっています。会社に長く勤められ、年金の加入期間が 20 年以上などで年金受給権のある方を退職被保険者といますが、その方が減少したことにより、交付金も減少しています。参考として退職被保険者数平均は、平成 26 年度が 391 人で、平成 27 年度は 317 人です。

5 共同事業交付金 9 億 1,843 万 192 円であり、前年度と比べ約 3 億 6,000 万円の増となっています。これは、医療費について県内の各市町がお金を出し合って共同で医療費を負担するものですが、平成 26 年度は 30 万円を超えるレセプトのみが対象でしたが、平成 27 年度からすべてのレセプトが対象になったため交付金が増加したものです。

6 県支出金 1 億 9,604 万 8,593 円であり、主なものは一般被保険者の医療費に対する県からの交付金です。

7 諸収入 1,255 万 9,360 円であり、主なものは第三者納付金があり、これは交通事故等により国保を使って治療を受けた場合における損害賠償金の収入のことです。

8 繰入金 4 億 2,596 万 2,893 円であり、これは一般会計から特別会計国民健康保険への繰入金であり、平成 27 年度は、累積赤字解消のため特別に 1 億 3,000 万円の繰入を行いました。

12 前期高齢者交付金 11 億 8,105 万 4,776 円であり、これは前期高齢者 (65~74

歳)が多い国保においては、被用者保険と比べて医療費の負担が大きいため、交付される交付金のことです。平成26年度に比べ、約1億3,600万円余増加しています。

歳入合計 43億6,171万5,832円です。

続きまして歳出ですが、8ページをご覧ください。

1 総務費 2,119万8,320円です。これは国民健康保険団体連合会や中讃広域行政事務組合への負担金が主なものです。

2 保険給付費 27億5,894万2,326円であり、前年度と比べ約1,000万円の減となっています。一人当たりの医療費は増加しましたが被保険者数が減少していることによると思われます。

3 老人保健拠出金 1万7,232円

4 共同事業拠出金 9億3,213万1,283円であり、前年度と比べ約4億5,700万円の増となっています。歳入の共同事業交付金と同じように制度が変わっていて、平成26年度は30万円を超えるレセプトが対象でしたが、平成27年度からすべてのレセプトが対象になったため拠出金が増加したものです。

5 保健事業費 2,584万662円であり、約1,900万円が特定健診の委託料です。

6 公債費 215円 これは一時的な借入金の利子の支払のことです。

7 諸支出金 3,787万7,946円であり、主なものは前年度分の国の負担金の返還です。

8 介護納付金 1億3,158万1,311円

9 後期高齢者支援金等 4億1,433万6,382円

介護納付金と後期高齢者支援金等は、介護保険制度と後期高齢者医療制度の財源にするための納付金や負担金です。

11 前期高齢者納付金等 28万4,500円

12 前年度繰上充用金 2億242万9,562円であります。これは平成26年度の赤字額です。通常なら、平成26年度の支払は平成26年度の収入を充てますが、決算により赤字が生じたので、平成27年度の収入により補っています。

歳出合計 45億2,463万9,739円であり、歳入歳出の差引1億6,292万3,907円の赤字となりました。

この赤字は、平成28年度の歳入から補っています。

以上で平成27年度国民健康保険決算の報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から平成27年度国民健康保険決算の説明がありましたが質疑をお受けしたいと思います。

(質疑なし)

ないようですので、質疑を終結したいと思います。それでは続きまして報告事項2点目の平成27年度特定健診の実績につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは特定健診の実績についてご説明します。

10 ページをご覧ください。平成 27 年度の特定健診は男性が対象者 2,461 人のうち 916 人が受診し、受診率は 37.2%、女性は対象者 2,725 人のうち 1,260 人が受診し、受診率は 46.2%でした。合計では 5,186 人のうち 2,176 人の方が受診されまして、受診率は 42%でした。42%は、香川県の平均と同じであり、善通寺市としてはここ 5 年間で少しずつ受診率が上がってきています。平成 26 年度は 41.4%、平成 27 年度は 42%で 0.6%上昇しました。

11 ページをご覧ください。平成 27 年度の特定健診未受診者勧奨についてまとめました。平成 26 年度以前についてですが、平成 26 年度は国保連合会を中心に過去 5 年間未受診の方に封書で受診勧奨を行いました。平成 26 年度の受診勧奨者（平成 21 年度から平成 25 年度まで全て未受診）は 1,692 人でしたが、あまり効果がないように思いましたので、平成 27 年度は対象者を変えて実施しました。平成 27 年度の対象者は、2 年ごと又は 3 年ごとに健診を受けている方を抽出し、内容がすぐに分かるようにはがきで受診勧奨を実施しました。さらに 60 歳代とそれ以外の方に分けてはがきのデザインも変えました。その結果、平成 25 年度受診かつ平成 26 年度未受診者 367 人中 181 人が受診され、平成 24 年度受診かつ平成 25 年度と平成 26 年度未受診者 134 人中 43 人が受診されました。結果から考えると、このような抽出方法がより効果があると思いました。

次に 12 ページをご覧ください。平成 28 年度ははがきによる受診勧奨に加えて、特定健診未受診者勧奨を業者に委託して電話による受診勧奨を実施しました。実施期間は、平成 28 年 7 月 25 日から 8 月 10 日までで、看護師や管理栄養士に受診勧奨をしてもらいました。

対象者は、40 歳から 59 歳までの平成 27 年度未受診者 932 人のうち電話番号が判明した 772 人で、受診勧奨できたのは 474 人です。その内訳としては、既に受診していた方が 21 人、受診意向を示した方が 142 人、受診意向が明確ではない方が 35 人、受診意向がない方が 90 人、その他が 186 人でした。その他は、家族への伝言や留守電などとなります。

受診意向がない方 90 人の理由は、13 ページの表をご覧ください。勤務地で健診済みの方が 21 人、入院中が 8 人、通院中が 16 人、歩行困難 1 人、施設入所 1 人、受けたくない 7 人、必要なときに受診する 4 人、健康には自信がある 6 人、面倒 1 人、時間がない 9 人、毎年受ける必要性を感じない、経済的に不安、場所が遠い、がそれぞれ 1 人、その他 13 人となっています。その他というのは訪問診療を受けている人、指定難病の治療を受けている人、精神的な原因で外出が困難な人などです。

また、14 ページをご覧ください。平成 28 年度は電話勧奨のほかに、60 歳代の方で平成 26 年度は受診したが平成 27 年度未受診の方、つまり 2 年に一度受診の方 126 人にはがきでの受診勧奨を平成 28 年 9 月 13 日に実施しました。

これらの電話勧奨、はがきでの勧奨の結果は、現在集計中です。人間ドックなど終わっていませんので、集計ができれば御報告いたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から平成 27 年度特定健診の実績についての説明がありましたが質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

特定健診の未受診者というのは1月に健診の希望を確認する中で、人間ドックを希望した人も含まれるのでしょうか。

(事務局)

人間ドック希望の方も含まれます。

(会長)

他に質疑はありますか。

(委員)

受診率を0.5%上昇させるのに努力をされ、県平均になったということですが、平成28年度もさらに重点的に努力されていることに敬意を表します。受診した後、その受診結果をどうするか、その方の保健指導をどのように進めるか、その方の行動変容がどうなったのかが最も重要だと思いますので、これからも引き続き努力をいただいで、糖尿病の発症を防いだり、重症化の予防に努めていただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。他に質疑はありますか。

(質疑なし)

ないようですので、これで議事は終了いたします。他に全体を通して御意見はありませんでしょうか。

(意見なし)

ないようですので、本日の協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

次回の運営協議会については、平成29年2月頃を開催したいと思います。日程は事前に調整いたしますので、出席についてよろしくお願ひいたします。

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終わります。ありがとうございました。